



Title	代官郡触と幕府の畿内近国広域支配
Author(s)	村田, 路人
Citation	待兼山論叢. 史学篇. 1997, 31, p. 1-25
Version Type	VoR
URL	https://hdl.handle.net/11094/48089
rights	
Note	

The University of Osaka Institutional Knowledge Archive : OUKA

<https://ir.library.osaka-u.ac.jp/>

The University of Osaka

代官郡触と幕府の畿内近国広域支配

村田 路人

はじめに

周知のように、所領の錯綜していた近世の畿内近国では、幕府代官の幕領支配を含めた、個別領主による支配とともに、京都町奉行所や大坂町奉行所などの幕府広域支配機関による、数カ国にわたる広域支配が展開していた。前者を個別領主支配、後者を奉行所支配と筆者はよんでいるが、本稿では、奉行所支配の実現形態の一つとしての代官郡触を取り上げたい。

代官郡触とは、筆者が仮に名付けたものである。京都町奉行の支配下にあつた幕府代官がそれぞれ一つの郡を担当し、京都町奉行の触を郡内の幕領・私領村々に回達するよう命じた触のことで、正徳―享保期の摂津・河内・和泉地域で確認されるものである。幕府広域支配機関による、国を単位とする触については、畿内非領国論以来、しばしば言及されるところであつたが、この代官郡触については、⁽¹⁾実際に発せられたことが少なかったこともあり、

1 これまで注目されることはなかつた。本稿では、主として、摂津国および和泉国の村に残された触留帳の記載から、

代官郡触の具体的な姿を明らかにし、その位置づけを試みたい。

代官郡触という特徴的な触伝達方式が存在したのは、当時、上方八カ国代官（五畿内および丹波・近江・播磨のいずれかに支配地を有する代官）が京都町奉行の支配下にあり、幕領支配だけでなく、奉行所支配の面においても、同奉行の下部機関として支配の一翼を担っていたことの反映である。⁽²⁾ このことは、幕府の畿内近国広域支配を考える際に、上方八カ国代官の存在を無視してはならないことを示唆している。したがって、本稿は、従来もっぱら京都町奉行や大坂町奉行などの幕府広域支配機関の権限・機能という側面から論じられてきた一八世紀畿内近国の幕府広域支配機構論に、京都町奉行の上方八カ国代官支配という視点を積極的に導入しようとする試みでもある。⁽³⁾

一 代官郡触の具体例

1 享保六年四月の代官郡触

村々では、領主（または代官）や幕府広域支配機関から回されてくる触を、そのつど触留帳に書き写した。しかし、その村が手にした際の触の記載内容を、そのまま正確に書き写すことはむしろまれであり、たいていの場合、一部省略が行われた。たとえば、廻状には、その村に達するまでに経由した村々の名や庄屋・年寄の署名・捺印、日付が記されていたはずであるが、それをそのまま写すことは煩瑣であるため、省略されるのが普通であった。

そのような中であって、摂津国住吉郡平野郷町のいわゆる「覚帳」⁽⁴⁾は、完全とはいえないまでも、できるだけありのままを書き写そうとしたものとして貴重である。そこで、ここでは、この平野郷町の享保六年（一七二一）の「覚帳」の代官郡触を基本に、他村の触留帳の記載を対照させながら検討をすすめたい。

享保四年の朝鮮通信使来朝に伴う入用の割賦に関する触が、同六年四月に、二度にわたって、代官鈴木九太夫から住吉郡および欠郡村々にもたらされた。最初のもは四月七日付、あとのものは四月十六日付である。欠郡とはこの段階では一つの郡域をもつ郡ではなく、住吉・欠郡で一郡とみなして差し支えない。享保六年「覚帳」から、四月七日付の代官郡触以下の部分を抜き出してみよう。

(史料1)

① 去_(享保四年)亥年朝鮮人御入用割賦御触書_番

② 京都町奉行中_右朝鮮人御入用人馬賃金銀御割賦之義付、御触書_通、御廻書_通、村_に印形帳_巻冊指遣候間、撰津国住吉・欠郡御料・私領村_に江最寄次第不限昼夜早_に相廻シ、留村より京都町奉行中へ持参可申候、尤村落無之様ニ可致候、以上

_(享保六年)
丑四月七日 鈴木九太夫印

撰津国住吉・欠郡

御料 村_に 庄や
私領 村_に 年寄

かたへ

③ 去_(亥年)亥年朝鮮人来朝之節御入用之人馬賃金銀、如前_に国役懸ニ罷成候、依之從江戸御触書_通到来ニ付、写指越候、可存其旨候、右御触書写取、庄屋・年寄共_右銘_に地頭_に江早_に可相達候、村_に役懸高・引高等之義并役金銀掛_け改請取所之義者追_て可相触候条、可得其意者也

丑三月 肥後印

在江戸ニ付無加印

勘右

摂津国住吉・欠郡村

庄や

年寄

かたへ

追而、村に庄や・年寄別帳面ニ致名印、不拔様ニ入念順に無遅滞早に相廻し、廻り留り京都奉行所へ急度可
持参候、以上

④

去に亥秋朝鮮人来朝ニ付、城州淀方江戸迄道中往来共人馬賃金、五畿内・近江・丹波・播磨・美濃・尾張・
参河・遠江・駿河・伊豆・相模・武蔵、右国に江国役懸りニ成候間、可有其心得事

(六カ条略)

以上

丑三月

⑤

御触書老通、御廻書老通奉拜見候、地頭方へも可相達候、以上

丑四月十日

住吉郡船堂村庄や

平右衛門印

四月十一日

奥村 同 大豆塚村 山之内村 (二三カ村略)

西喜連村 東喜連村

千四日

御触書彦通、御廻書彦通奉拝見候、地頭方へも可相達候、以上

丑四月十五日

住吉郡平野郷町惣年寄

徳安印

(惣年寄五名の名略)

(平野流町)

⑥ 右之御書付丑四月十四日夜亥刻東喜連村へ持参、明ル十五日早朝桑津村へもたせ遣ス、夫人足ナノ庄助

①―⑥の番号は、筆者が便宜的に付したものである。②―⑤は、実際に平野郷町にもたらされた触や印形帳の文を書き写したものの、①と⑥は、「覚帳」の筆記者が書き加えたものである。当時、平野郷町は下総国古河藩本多忠良の領地であった。まず、簡単に触の内容を紹介しておく。

②は、京都町奉行から、朝鮮人來朝人馬賃金銀割賦に関して、「御触書」・「御廻書」・「村々印形帳」がもたらされたので、「最寄次第」、つまりすぐ近くの村へ早々に回達するよう、代官鈴木九太夫が住吉・欠郡の幕領・私領村々に命じたものである。文中「御触書」・「御廻書」・「村々印形帳」に相当するものが、それぞれ以下の④③⑤である。

④は、幕府が出した領主・代官向けの触である。前書部分で、淀江戸間の往復の人馬賃金が、上方から関東にかけての一六カ村の国役懸かりになったことを述べ、省略した以下の六カ条では、国役懸かりの免除・減免規定、

年寄

重兵へ印

国役金（銀）納入先、金銀換算基準、知行高や国役懸かり免除村に関する報告義務について記している。

③は、京都町奉行諏訪頼篤・同河野通重からの廻書である。④の触が江戸より来たので承知すること、触書の内容を写し取り、庄屋・年寄からそれぞれの地頭に早々に知らせること、庄屋・年寄は別帳面に署名・捺印し、早々に回すことを命じている。

⑤は、「村々印形帳」(③の追而書の「別帳面」)に記載されていた内容を、簡略化して写し取ったものである。船堂村に始まり、同村を含め二九カ村を経て平野郷町に達したことがわかる。どの村についても、船堂村と平野郷町の例のように記されていたはずであるが、両者以外は日付と村名だけを写している。

前述のように、このあと、鈴木九太夫から住吉・欠郡村々に、四月十六日付で触が回された。それは、「従京都町奉行中朝鮮人御入人馬賃金銀之義二付、割賦帳沓冊、御触帳沓冊指遣候間、(略)」とあるように、京都町奉行からの「割賦帳」と「御触帳」の回達を命じたものであった。「覚帳」の記載によれば、「割賦帳」は「享保六年丑四月撰津国住吉・欠郡私領村々役員掛銀割賦帳」の表題をもち、四月付で京都町奉行諏訪・同河野が「欠・住吉郡村々庄屋・年寄」に宛てた触(役高一〇〇石あたりの金額、納入期間などを記す)を最初に載せ、次いで、「朝鮮人來朝御入人馬賃銀之割」として役高一〇〇石あたりの金額および銀額と納入先を記し、そのあと「住吉・欠郡」として各村の役高を記している。

「御触帳」は、「享保六年丑四月撰津国欠・住吉郡村々触帳」の表題をもつものであった。やはり四月付で諏訪・河野が「撰津国欠・住吉郡村々庄屋・年寄」に宛てた触(御朱印社社領のある村は別紙案文の記載様式で報告すべきことや、役懸かり免除規定などについて記す)と「寺社領書付案文」を記し、最後に、船堂村から平野郷町まで

の二三カ村の村名・村役人名を記している。

史料1の①では「去亥年朝鮮人御入用割賦御触書壹番」とあったが、これは、四月十六日付触と区別するためである。「覚帳」では、十六日付の鈴木の触の前に、「去亥年朝鮮人御入用割賦御触書貳番」と記している。

さて、史料1に戻ろう。代官鈴木九太夫は、幕府の「御触書」④、正確には触書の写)、京都町奉行の「御廻書」③、「村々印形帳」⑤の三点に、自分の触②を添え、住吉・欠郡村々に回達した。「村々印形帳」は、表題はあつたであろうが、中身は白紙の帳面であつたと考えられる。この四点セットは、船室村から始まり、二九カ村を経て平野郷町に達した。各村では、庄屋・年寄が、「御触書」および「御廻書」を拝見したこと、地頭にも「御触書」の内容を伝えることを日付とともに記し、署名・捺印して次の村に送つた。十四日の夜亥の刻に、東喜連村から四点セットを受け取つた平野郷町は、翌十五日早朝、桑津村に回している。

まず、一人の代官が一つの郡を担当して、郡内の幕領・私領村々に触を回すという触伝達方式が存在したことを確認しておきたい。ここで取り上げている朝鮮人来朝人馬賃割賦についての触は、もちろん住吉・欠郡だけに回されたものではない。国役割賦の行われた郡では、いずれも同様の形で回されたことが予想される。和泉国大鳥郡中筋村に残された、正徳五年(一七一五)―享保七年「公儀御用触留帳」⁵⁾から、大鳥郡の場合を見てみよう。なお、当時、中筋村は代官桜井孫兵衛の代官所であつた。

「公儀御用触留帳」でも、代官の触、京都町奉行の廻書、幕府の触書の順で書き写されている。それぞれ史料1の②③④に対応するものである。「村々印形帳」の記載内容は写されていない。触留帳への写し取り方も、村によって精粗があることが確認できる。京都町奉行の廻書、幕府の触書の文言は、史料1と較べた場合、若干の表記の違

いはあるが、同じである。ただ、大鳥郡宛の京都町奉行の廻書は三月二十九日付となっている（住吉・欠郡宛のものは三月付）。代官の触は、次のようである。

（史料2）

（享保四年）

去々亥秋朝鮮人来朝之節、御入用人馬賃金之儀ニ付、京都町奉行衆方御触書壹通、廻状壹通、帳面壹冊箱二入、我等方方可相触旨申来、則相廻候、一郡切村々不拔様二入念、早々相廻シ可申候、尤此廻状村名書記、庄屋印判いたし順々相廻シ、留り村方重而此方江可相返候、以上

（享保六年）

丑四月三日 久下藤十郎印

泉州大鳥郡

下石津村印

ここでは、郡触を出した代官は、久下藤十郎であった。この史料2と、史料1の②とを較べてみると、京都町奉行からの「御触書」・「廻状」（「御廻書」）・「帳面」（「村々印形帳」）の三点を早々に回すように、という趣旨は同じであるが、文面はまったく異なるし、内容にも違いが認められる。史料1では、最終的に三点を京都町奉行に戻すよう指示しているが、鈴木の本の触の扱いについては何も述べていない。逆に、史料2では、三点を最終的にどうすべきかには触れず、この久下の触については、回達の上、最終的に同人のところまで返すよう命じているのである。京都町奉行の「廻状」（「御廻書」）の追而書に「追而、村々庄や年寄別帳面ニ致名印、不拔様二入念順々無遅滞早

と相廻シ、廻り留方京都奉行所へ急度可持参候、以上」(史料1の③)。この部分は、中筋村の「公儀御用触留帳」でもほとんど同文言)とあるので、久下は、わざわざ三点の最終的な扱いについては述べなかつたのであろう。また、史料1では言及はなかつたが、三点は箱に収められていたことが、史料2からわかる。

朝鮮人来朝入人馬賃割賦についての二度目の代官郡触は、住吉・欠郡では、四月十六日付、大鳥郡では四月十七日付で、それぞれ鈴木九太夫・久下藤十郎から出された。史料はあげないが、表現の仕方は、基本的にそれぞれ前回のものと同じである。この二度目の代官郡触については、他にも例を見い出すことができる。

(史料3)

京都町奉行衆御料・私領御触帳沓冊、私領村と役高掛り銀割賦帳沓冊沓箱遣候付、差越候間、写取候節墨付不申、印形龜末無之、雨降候節濡シ不申、尤村順能様ニ相廻シ、請取渡之節書付等取之、入念大切ニ可致候、

御触帳可相返候、以上

(享保六年)

丑四月十六日

桜井孫兵衛

(マシ)
摂州国西成郡

村と庄や

摂津国西成郡十八条村の享保六年四月「摂津国西成郡村と触帳」⁽⁶⁾の中の一節である。十八条村は、当時鈴木九太夫の代官所であつた。ここでは、触帳・割賦帳に墨を付けてはいけない、捺印をいい加減にしてはならない、雨に濡らしてはいけないなど、回達時の注意を特に強調している。

このように、京都町奉行から指示を受けた代官は、それぞれ独自の裁量のもと、独自の言葉で担当の郡に触れているのである。

2 代官郡触の回達ルート

つぎに、触の回達ルートについて検討してみたい。史料1の②では、「最寄次第不限昼夜早々相廻シ」とあるが、史料2では「最寄次第」文言はなく、「順々相廻シ」となっている。二度目の郡触でも、住吉・欠郡宛のものは「最寄次第」、大鳥郡宛のものは「順々相廻」とある。また、二度目の郡触である史料3では、「村順能様二相廻シ」となっている。「最寄次第」や「村順能様二相廻シ」という表現は、回達順序についての判断が、在地に任されていたことを思わせる。具体的な回達ルートは、どのようなものであったのだろうか。

幸い、記載が詳細な平野郷町「覚帳」は、この点を明らかにしてくれる。四月七日付代官郡触以下の四点セットと、四月十六日付代官郡触以下の三点セットの、平野郷町の次の村までの回達ルートは、それぞれ次のようであった(村名表記は原文通り)。

(四月七日付代官郡触以下四点セット)

(四月十日) 船堂村

(四月十一日) 奥村↓大豆塚村↓山之内村↓庭井村・庭井新田↓砂子村↓遠里小野村↓同村↓同村社領↓同村↓大豆塚村

〔四月十二日〕北花田村↓浅香山↓七道↓苅田村↓同村↓我孫子村↓杉本村↓住吉村
 〔四月十三日〕寺岡村↓猿山新田↓松原新田↓南田辺村↓北田辺村↓鷹合村↓湯屋嶋村
 〔四月十四日〕中喜連村↓西喜連村↓東喜連村
 〔四月十五日〕平野郷町↓桑津村

(四月十六日付代官郡触以下三点セット)

〔四月十八日〕船堂村

〔四月十九日〕奥村↓大豆塚村↓遠里小野村↓遠里小野村↓山之内村↓杉本村↓住吉村

〔四月二十日〕住吉郡住吉社領沢口村↓我孫子村↓庭井村・庭井新田↓苅田村↓七道↓苅田村↓前堀村↓堀村↓

寺岡村

〔四月二十一日〕猿山新田村↓松原新田村↓南田辺村↓北田辺村↓桑津村

〔四月二十二日〕平野郷町↓西喜連村

前者は、四月七日付代官郡触にいうところの「村々印形帳」(史料1の⑤)の記載からまとめたものである。後者は、四月十六日付代官郡触にいうところの「御触帳」(享保六年丑四月撰津国欠・住吉郡村々触帳)から作成した。日付は署名の日付であり、必ずしも受け取った日を示すものではない。それぞれ同じ村が複数回登場しているが、これは相給村である。一見して明らかかなように、回達ルートは大きく異なっており、あらかじめ定められたル

は不可能であり、幾度か非隣接村への受け渡しが必要となるが、実際のルートを見ると、必要以上に非隣接村への受け渡しが多い。その代表的なものが、四月十一日の庭井村・庭井新田↓砂子村↓遠里小野村、同十二日の浅香山↓七道↓苅田村という部分、とくに前者である。庭井村・庭井新田と遠里小野村とは、比較的近いにもかかわらず、かなり離れた砂子村にいったん回したのは、何らかの理由に基づくのであろうが、「最寄次第」原則を踏みはずしていることは確かである。なお、四月七日付代官郡触その他、同十六日付代官郡触その他とも、やや距離のある苅田村と七道村との間で伝達が行われているが、当時、両村はいずれも一部が高槻藩永井氏領であり、住吉郡内の永井氏領は、この二カ村だけであった。⁽⁷⁾代官郡触の回達ルートは、所領配置に規定される側面があったものと推測される。

ところで、郡を単位に、幕領・私領の別なく回された触は、代官郡触に限られるものではない。摂津・河内・和泉の村々にとつては、代官郡触はむしろ例外的であり、大坂町奉行が発する国触が一般的であった。享保六年平野郷町「賞帳」から同時期の例をあげるならば、同年七月五日付で、大坂町奉行鈴木飛驒守利雄・同北条安房守氏英が「摂州住吉郡村々・庄や・年寄・寺社中」に宛てた、江戸の町医師夫婦殺害欠落人探索に関する触がある。これは、六月付の江戸触を前に掲げた上で、

右之通、今度從江戸被仰下候間、承届候段庄や・年寄・寺社家致判形、郡切村次順々相廻し、留村は大坂番所へ可持参者也

と記している。「寛帳」には、やはり、同町に至るまでに村役人が署名・捺印した村々の名前が書き写されている。それから知られる回達ルートは、次の通りである。

住吉村↓沢口村↓嶋村↓遠里小野村↓同村↓同村↓大豆塚村↓同村↓奥村↓船堂村↓北花田村↓杉本村
 ↓山之内村↓我孫子村↓庭井村↓七道↓菟田村↓同村↓前堀村↓堀村↓寺岡村↓猿山新田村↓松原新田村↓南
 田辺村↓北田辺村↓砂子村↓鷹合村↓湯屋嶋村↓同村↓中喜連村↓西喜連村↓東喜連村↓平野郷町

七道が特異な位置にあるが、それを除けば、きわめて無理のない回達ルートとなっている。このあと、八月五日付で鈴木・北条の両町奉行が「摂務住吉郡村々・庄屋・年寄・寺社中」に出した、寺社の富籤興行規制に関する触は、庭井村↓七道↓菟田村の部分が庭井村↓菟田村↓七道村になっているほか、中喜連村↓西喜連村↓東喜連村の部分が西喜連村↓東喜連村↓中喜連村となっている。また、八月二十八日付で、やはり鈴木・北条が京都町奉行の依頼を受けて「摂州住吉郡村々・寺社中」に出した、寺社領調査に関する触は、八月五日付触とまったく同じ回達ルートで回された(ただし、遠里小野村は三カ村となっている)。喜連三カ村は村域が明確にあるわけではなく、集落も田島も入り組んでいた(8)ので、回達の順序それ自体にはあまり意味がない。庭井村↓七道↓菟田村か、庭井村↓菟田村↓七道村かという問題も、部分的な違いといつてよい。つまり、郡ごとに触が回される大坂町奉行の国触は、「郡切村次順々」の文言の通り、回達ルートがあらかじめ定まっており、しかもそれは、ほぼ「最寄次第」原則に則ったものであった。

このように、代官郡触は大坂町奉行国触に較べ、「最寄次第」・「村順能様ニ相廻シ」という文言にもかかわらず、ややもすればその原則からはずれがちで、そのうえ回達ルートも固定的ではなかったのである。触を受け取った村が、次にどの村に回すかは、その村の判断に委ねられていたということであろう。触中に、あえて「最寄次第」・「村順能様ニ相廻シ」という文言が入っているのは、むしろそのような事情を反映するものと思われる。

代官郡触の回達ルートに関しては、まだ問題が残っている。それは、四月七日付代官郡触以下四点セットの場合も、四月十六日付代官郡触以下三点セットの場合も、代官から最初に渡されたのは船堂村であったことである。和泉国大鳥郡への回達も同様で、代官久下藤十郎は二回とも、まず下石津村に渡している（一回目は史料²⁾）。なぜ最初の村は定まっているのだろうか。また、それはどのような基準で選択されたのだろうか。

この点を考える手がかりは、正徳元年（一七一）八月付で、代官平岡次郎右衛門と、その子で代官見習であった同彦兵衛が「撰津国豊嶋郡御領・私領并寺社領村々庄屋・年寄」に宛てた、朝鮮人来朝に関する次の郡触にある。

（史料4）

当秋朝鮮人来聘之御用并人馬之儀二付、五畿内・近江・丹波・播磨村高御用二付、撰津国豊嶋郡御領・私領并寺社領共江御御書巻通、帳面巻冊箱二入、我等共御代官所向寄村々相廻候様ニ、安藤駿河守殿・中根撰津守殿方御申渡候間、（略）

すなわち、平岡の代官所の向寄（最寄と同義）村から回すよう、京都町奉行（安藤次行・中根正包）から指示されたというのである。この指示を守るならば、郡触は、代官からその代官が支配する一村にまず渡され、そのあと

最寄の村に回されることになる。このやり方は、享保六年段階でも踏襲されたであろう。最初の村が、それぞれの代官ごとに固定していたのは、このことに基づく。また、このやり方をとる以上、郡触を出す代官は、その郡内に代官所を有する代官でなければならぬことになる。京都町奉行は、各郡の担当代官を決定するにあたっては、支配下の上方八カ国代官であれば誰でもよかつたわけではなく、その郡内に代官所のある代官を選んだのである。

二 代官郡触の歴史的展開

これまで、もっぱら享保六年（一七二一）四月の代官郡触にしばって検討を加えてきたが、本章では、このような形式の触がどのような事情のもとに登場したのか、その後いかなる展開を示すのかについて見てみたい。

享保六年以前の代官郡触を探してみると、管見の限りでは、正徳元年（一七一）八月に、平岡次郎右衛門と同彦兵衛が「撰津国豊嶋郡御領・私領并寺社領村々庄屋・年寄」に出したもの（史料4）が最も早い。これもやはり朝鮮人来朝関係で、村高と地頭・代官名を書き出すことを命じた京都町奉行の触と帳面の回達を指示したものである。この来朝に伴う人足賃銀割賦は同五年九月に行われ、そのときも代官郡触が出されたようである。⁽¹⁰⁾

次いで、享保五年二月にも代官郡触が出されたことが確認される。中筋村の正徳五年（一七一五）―享保七年「公儀御用触留帳」には、二月五日付で久下藤十郎が大鳥郡に回した郡触が書き写されている。⁽¹¹⁾これも朝鮮人来朝関係で、やはり、村高と地頭名を書き出すよう命じた京都町奉行の触と帳面の回達を指示したものである。

享保五年二月の代官郡触の次に位置するのは、前章で見た同六年四月のものであるが、その後、同七年にも確認される。同年九月および十一月付の国役普請入用割賦に関する京都町奉行触に添えられたものがそれである。かつ

て明らかにしたように、この年、国役普請制度の改革があり、畿内大川八川（桂川・木津川・宇治川・淀川・神崎川・中津川・石川・大和川）の年間の総普請費用の一〇分の一を幕府が負担し、残りを五畿内に国役割賦することになった。九月十二日、京都町奉行河野通重・同諏訪頼篤は河内国交野郡村々庄屋・年寄に対し、「去五年洪水二（享保六年）付、城州・河州・摂州大川筋御普請御入用銀、五畿内村高江令割賦候間、別帳面ニ、村高、地頭之名委細書付可申事、（略）」とした触を出したが、このとき交野郡への触回達を担当した久下藤十郎は、十三日付で、（水脱カ）「去丑洪二付、城州・河州・摂州大川筋御普請御入用銀御割賦村々高書之儀二付、京都町奉行衆方御触書通、高書帳面巻冊并御案紙副箱二入、我等方方可相触旨申来、則相廻候、（略）」との郡触を発している。

十一月、ふたたび町奉行河野・諏訪から交野郡村々庄屋・年寄に触が出された。これは国役銀の納入を命じたもので、やはり久下が、「去五年洪水二付、城州・河筋・摂州大川筋御普請御入用金五畿内惣国役高懸り二成候付、京都町奉行衆方高役割賦帳面巻冊、触書通并案紙副箱二入、我等方方可相触旨申来、則相廻シ候、（略）」との十六日付郡触を添えて回達を命じている。（15）

以上、享保七年まで、管見の限りでは、正徳元年八月、同五年九月、享保五年二月、同六年四月、同七年九月・十一月の六回にわたり、代官郡触が出されたことが確認できるのであるが、これらはいずれも、京都町奉行の国役賦課に関して出されたものであった。つまり、この段階の代官郡触とは、京都町奉行が賦課主体であった国役の賦課を実現させるために、発せられたものだったのである。

ところが、国役賦課に関する代官郡触は、享保七年のものが最後で、以後は見いだせない。それに代わって、京都町奉行が通常発している一般の触が、代官郡触によって回達される例が確認される。例をあげておこう。

(史料5)

本多筑後守殿・長田越中守殿より印形之触書帳壹冊箱二入、我等方迄よこし候付、遣之候間、御料并私領域下之
 寺社・町方共、其向寄二早々不拔様ニ可相廻候、以上

(享保十四年)

西五月九日 玉虫左兵衛印

摂叒西成郡村々

庄屋

年寄

これは、享保十四年五月付で、京都町奉行本多忠英・同長田元隣が「摂叒西成郡村々庄屋・年寄・寺社・町方」
 に対して出した触に添えられた代官郡触⁽¹⁶⁾である。京都町奉行の触の内容は、浪人並河五市郎(誠所)が、『五畿内志』
 編纂にあたって五畿内を回るので便宜を図るように、と命じたものである。ただし、この種の代官郡触は他に見出
 しえず、一般的ではなかったようである。

結局、代官郡触とは、正徳―享保期という限定された時期において、主として京都町奉行の国役賦課に際して出
 されたものであったということができよう。では、なぜこのような形式の触が、この時期に限って出されたのだら
 うか。これについては、とりあえず以下のように考えておきたい。

当時、京都町奉行は、畿内近国の数カ国にわたる幕領・私領にかかわらぬ広域的な支配、つまり奉行所支配を行っ
 ていた。その一つが国役の賦課であった。朝鮮人来朝に伴う国役は上方八カ国に、国役普請入用の割賦(享保七年)

は五畿内に課された。

ところで、京都町奉行がこれらの国々に国役を課すためには、実際には役賦課のための触を回す必要があった。その触の伝達にあたっては、京都町奉行の国触回達対象国は問題がなかったが、同奉行が独自の回達ルートをもっていない大坂町奉行の国触回達対象国（摂津・河内・和泉）⁽¹⁷⁾に対して触を回すには、何らかの工夫が必要であった。代官郡触という形式は、その工夫の一つであったのである。この場合、代官郡触という形が可能であったのは、当時、上方八カ国代官が京都町奉行の支配下にあつたからである。

では、代官郡触という形をとらなければ、他にどのようなやり方がありえただろうか。摂津・河内の場合、一七世紀末段階では、京都町奉行から大坂町奉行に触の回達を依頼するという形がとられた。天和二年（一六八二）の朝鮮人来朝に伴う人馬入用の国役賦課は、翌三年に、五畿内・近江・丹波の幕領・私領、および播磨の幕領を対象に行われたが、割賦銀の納入については、次のように触れられている。⁽¹⁸⁾

（史料6）

（略）右之趣前田安芸守殿・井上志摩守殿方撰笏・河州私領之分へ相触候様ニと被申越候間、令触之候、此触承届ケ候との村々庄屋・年寄致判形、郡切村次順々相廻シ、濟所方大坂番所へ持参可仕者也

（天和三年）

亥

六月三日 主馬様⁽¹⁷⁾

「主馬」とは大坂町奉行藤堂良直のことである。ここでは、京都町奉行前田直勝・同井上正貞の依頼により、大

坂町奉行が摂津・河内に入用割賦を触れているのである。

大坂町奉行への触伝達依頼という形から代官郡触の採用という変化は、京都町奉行による上方八カ国代官統轄機能⁽¹⁹⁾が、京都町奉行の畿内近国広域支配の中で、それ以前に較べ重い意味をもたされ始めたことの反映とみてよいだろう。『徳川実紀』元禄十一年（二六九八）七月二十八日条に、「⁽¹⁹⁾けふ上方の代官に令せらるるは、京町奉行郡代を兼れば、今より後勘定奉行へ伺ふ事ある時は、京町奉行へも伺ふべし、賦税の事、一人にて前前より預りし地、今よりは毎年検見のおもむきにて其旨しるし、これも京町奉行へ出すべし、（略）」とあるように、一七世紀末、京都町奉行は、上方八カ国代官に対する支配を強めつつあったが、正徳期の代官郡触登場は、その延長上にあつたとみてよいのではないだろうか。

代官郡触が享保十四年を最後に姿を消すのは、どのような理由に基づくのだろうか。まず、同七年に登場した国役普請入用の国役割賦は、翌年は行われなかつたものの、翌々年からは毎年実施された。しかし、その賦課主体に關しては、最初は京都町奉行が五畿内に賦課したが、二回目以降は、摂津・河内・和泉三カ国には大坂町奉行が賦課することとなり、京都町奉行による国役ではなくなつたのである。そのため、国役普請入用の国役割賦については、代官郡触を出す必要性がなくなつた。朝鮮人來朝入用の国役割賦も、享保度の次の來朝（延享五年（一七四八））の際の賦課主体は、大坂町奉行となつていた。⁽²⁰⁾

また、国役賦課に關するもの以外の一般の京都町奉行触は、もともと摂河泉三カ国には回されるものではなかつた。これらの国々には、大坂町奉行が触を回達した。実際、史料5の本触である京都町奉行触とほぼ同内容の触が、四月二十八日付で、大坂町奉行松平勘敬・同稻垣種信から西成郡に回されており、⁽²¹⁾この種の触は、大坂町奉行触と

重複する可能性が高かったのである。史料5は、国役賦課に関して出された代官郡触の経験をふまえ、京都町奉行が一般触の伝達においても代官郡触を利用した例であろうが、他に類例が見いだせないのは、摂河泉三カ国にはそもそも京都町奉行の一般触はなじまず、回達のための代官郡触が定着しなかったためと考えられる。

おわりに

正徳―享保期に、大坂町奉行の国触回達対象国に登場した代官郡触の実態と、その意義づけについて述べてきた。本稿での分析から明らかのように、京都町奉行によって上方八カ国代官が統轄されていたという事実は、幕府の畿内近国幕領支配はもちろんのこと、畿内近国広域支配にも一定の規定性を与えており、この視点を欠いた畿内近国広域支配論は不十分なものとならざるを得ないのである。本稿を締めくくるにあたり、今後の課題を提示しておきたい。

本論で述べたように、代官郡触自体は享保十四年（一七二九）が最後と考えられるのであるが、実は、代官が触を「最寄次第」原則で近隣の村々に伝達する方式は、その後も残る。たとえば、享保十五年五月三日、代官鈴木小右衛門は、摂津国西成郡十八条村その他の代官所村々に廻状を回し、⁽²²⁾ 医書『東医宝鑑』売り広めについて令した三月付の江戸触を掲げた上で、「右之通御書付出候間、写相廻シ候、村々江不残様ニ可申聞候、且又向寄私領村方江も庄屋方御書付之趣申達、(略)」と命じている。これは、代官↓代官所村々↓最寄私領村々という伝達方式であり、一郡を担当した代官が、まず自分の代官所の一村に伝え、そこから「最寄次第」原則で、一郡内の全村に回達していくという代官郡触の伝達方式とは大きな違いがあるが、代官が触を「最寄次第」に回すという点では共通

している。

いずれにせよ、幕府の畿内近国広域支配の一つとしての触の伝達において、依然として代官は大きな役割を占め続けるのである。もちろん、新たな代官触が、京都町奉行の触を伝達するために発せられたものでなかったことからわかるように、京都町奉行と上方八カ国代官の位置関係は変化を見せていた。一方、享保期の勘定所による代官編成の強化も、つとに指摘されているところである。⁽²³⁾勘定所・京都町奉行・上方八カ国代官の関係を中心に、さらには大坂町奉行・堺奉行・伏見奉行・奈良奉行も含め、これら諸機関の位置関係に留意しつつ、代官の広域支配に占める役割を、今後追究していく必要がある。

また、代官郡触という触伝達方式は、享保七年の国分け令の意義を考える上でも、重要な手がかりを提供している。というのは、一例しか見いだしていないものの、国分け令以後も代官郡触が出されているという事実は、京都町奉行による上方八カ国代官の統轄が、相変わらず続いていたことを物語るからである。このことは、代官を通じて、摂津・河内・和泉に対する京都町奉行の支配が続いていたことを示す。従来は、ともすれば国分け令に過大な意味を持たせようとしがちであったが、国分けそのものは、あくまでも地方についての公事訴訟に関する、京都・大坂両町奉行の裁判管轄範囲の変更にすぎなかった。代官郡触も含め、享保期における幕府の畿内近国支配制度の変化をきめ細かく検討した上で、国分け令を位置づけ直す作業が、現在求められているのである。

注

- (1) おもなものに、安岡重明「近畿における封建支配の性格―非領国に関する覚書―」（『ヒストリア』二二、一九五八年六月、のち、安岡『日本封建経済政策史論―経済統制と幕藩体制―』（有斐閣、一九五九年、のち一九八五年、晃洋書房より増補版）第四章「畿内における封建制の構造」、藪田貫「摂河支配国」論―日本近世における地域と構成―」（脇田修編著『近世大坂地域の史的分析』御茶の水書房、一九八〇年）、村田路人「用聞の諸機能と近世的支配の特質」（『京都橘女子大学研究紀要』一七、一九九〇年一二月、のち、村田『近世広域支配の研究』（大阪大学出版会、一九九五年）に収録）、岩城卓二「近世村落の展開と支配構造―支配国―における用途を中心に」（『日本史研究』三五五、一九九二年三月）、藤田恒春「近世前期上方支配の構造」（『日本史研究』三七九、一九九四年三月）などがある。
- (2) 享保七年（一七二二）九月二十四日、老中安藤重行・同水野忠之・同戸田忠真が大坂町奉行北条氏英・同鈴木利雄に、上方八カ国の地方についての公事訴訟の裁判管轄の変更（享保の国分け）を申し渡したが、その際、「五畿内・近江・丹波・播磨八ヶ国之御代官共、唯今迄京都町奉行支配二候故」と述べている（『町奉行所旧記』（『大阪市史料第四十一輯 大坂町奉行所旧記（上）』大阪市史料調査会、一九九四年六月、二二頁））。
- (3) 熊谷光子は、「近世黒鳥村の山論・水論」（『旧和泉郡黒鳥村関係古文書調査報告書―現状記録の方法による―』和泉市教育委員会、一九九五年）で、山論・水論にあたって派遣された代官（またはその手代）検使について若干触れているが、これは代官が幕府の広域支配を担っていた一例であり、貴重な視点である。
- (4) 撰津国住吉郡平野郷町杭全神社所蔵文書。大阪市史編纂所所蔵の写真版を利用。
- (5) 森杉夫「堺廻り農村の御用留帳（三）」（『堺研究』二〇、一九八九年三月）一一〇―一一四頁。
- (6) 撰津国西成郡十八条村藻井家文書。大阪市史編纂所所蔵の写真版を利用（以下同じ）。
- (7) 享保二十年（一七三五）「撰津国石高調」（『関西学院史学』三、一九五五年六月）、『新訂寛政重修諸家譜』一〇、二八七―二八九頁。
- (8) 『日本歴史地名大系28 大阪府の地名』（平凡社、一九八六年）六六〇頁。

- (9) 宝永元年(一七〇四)―享保十二年(一七二七)撰津国豊嶋郡瀬川村「日記」(大阪府箕面市瀬川自治会所蔵瀬川村文書)。なお、この史料は、『箕面市史』史料編五(一九七二年)二一頁にも収録されている。
- (10) 撰津国豊嶋郡の場合、同郡嶋田村の庄屋・年寄が代官平岡彦兵衛と呼ばれ、朝鮮人来聘割賦帳の回達を命じられた。瀬川村「日記」には、「右御触状・御帳面箱并嶋田村庄屋中ら添状彦通九月八日二請取、半丁村江渡ス」とあり、この「御触状」が代官郡触に該当すると思われる。『箕面市史』史料編五では三九頁。
- (11) 森杉夫「堺廻り農村の御用留帳(二)」(『堺研究』一九、一九八八年三月)一二二頁。
- (12) 村田路人「撰河における国役普請体制の展開」(脇田修編著『近世大坂地域の史的分析』御茶の水書房、一九八〇年、のち、改稿して前掲注(一)村田「近世広域支配の研究」に収録)。
- (13) 河内国交野郡野村小原家文書(枚方市役所架蔵)。
- (14) 野村小原家文書。
- (15) 「享保七歳寅之十月廿一日 京都町御奉行所御触状之留」(野村小原家文書)。
- (16) 享保十四年「從御公儀様御廻状之写」(十八条村藻井家文書)。
- (17) 和泉国については、堺奉行所の存在もあり、今後検討したいと考えているが、とりあえず、享保七年十一月二十九日付で、大坂町奉行鈴木利雄・同北条氏英が和泉国泉郡に、近江国湖水掘り抜き見分のために派遣された井沢弥惣兵衛・千種清右衛門に便宜を図るよう命じた国触を出している例(『奥田家文書』四(大阪府同和事業促進協議会・大阪部落解放研究所、一九七一年)一三六頁)をあげておく。また、このほか、播磨国も大坂町奉行の国触回達対象国であったと思われる。
- (18) 「天和貳年・同三年朝鮮人来朝ニ付留書・入用書、当卯三月も大坂御番所様へ御触状之留書」(撰津国嶋上郡高浜村西田家文書(関西大学総合図書館所蔵))。
(正徳元年)
- (19) 『新訂増補国史大系 徳川実紀』第六篇、三三七頁。
- (20) 寛延二年(一七四九)九月大坂町奉行久松定郷・同小浜隆品触(「自天和三年至寛延三年 触書」、撰津国西成郡江口乃里文書、大阪市史編纂所所蔵の写真版を利用)。

- (21) 享保十四年「從御公儀様御廻状之写」(十八条村藻井家文書)。
 (22) 享保十五年「從御公儀様御廻状之写」(十八条村藻井家文書)。
 (23) 大石慎三郎『享保改革の経済政策』(御茶の水書房、一九六一年)第三章「享保改革における地方支配機構の整備について」。

(付記) 史料閲覧にあたっては、大阪市史編纂所・関西大学総合図書館・枚方市役所・瀬川自治会のお世話になった。記してお礼申し上げる。なお、本稿成稿後、「享保の国分けと京都・大坂町奉行の代官支配」(大阪大学文学部日本史研究室編『近世・近代の地域と権力』清文堂出版、一九九八年刊行予定)において、国分け後の上方八ヶ国代官支配の変化について考察したので参照されたい。また、本稿は、平成九年度文部省科学研究費基盤研究(C)「近世畿内における幕府支配機構の研究」による成果の一部である。

(文学部助教授)